

和歌山大学経済学部教授会規程

制 定 昭和27年 7月 1日
全部改正 平成12年 3月 17日
最終改正 令和2年 4月 9日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条の規定に基づき、和歌山大学経済学部（以下「本学部」という。）に置かれる教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、本学部専任の教授、准教授、講師及び助教並びに人事教授会が兼務教員として認めた者をもつて構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、和歌山大学学部運営規程第4条の事項を審議する。

(招集)

第4条 教授会は、学部長が招集する。

- 2 教授会の構成員の4分の1以上の者が議題とその理由を示して教授会の開催を請求したときは、これを招集しなければならない。
- 3 教授会の招集は、少なくとも5日前までに、その会議の事項を示した各員あての通知をもつて行うものとする。ただし、やむを得ない事由によって、臨時に招集の必要がある場合は、会議の前日までに到達する適宜の方法をもつて招集するものとする。

(議長)

第5条 学部長は、教授会の議長となる。

- 2 学部長に事故があるときは、学部長の指名した教授が議長となる。

(会議)

第6条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第7条 教授会においては、第4条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

- 2 教授会の議事は、議長を除く出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 議長が必要と認めたとき、又は出席者の5分の1以上の要求があつたときは、無記名投票で票決する。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(会議録)

第9条 学務課経済学部分室長は、議事の要領を筆記して会議録を作成する。

- 2 学部長は会議録を校閲し、次回の教授会においてその承認を得なければならない。

経済学部教授会規程

3 会議録は、学部長がこれを保持する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第177号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第614号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第796号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1306号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1611号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1818号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2157号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月9日一部改正：法人和歌山大学規程第2286号）

この改正規程は、令和2年4月9日から施行する。